

香川県立保健医療大学表彰規程

平成16年4月2日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学学則第44条に定める学生の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 表彰の名称は、香川県立保健医療大学長賞（以下「学長賞」という。）とする。

(賞状及び記念品)

第3条 学長賞は、賞状（様式1の書式による。）及び記念品とする。

(受賞者)

第4条 学長賞は、原則として看護学科1名、臨床検査学科1名とし、次の要件に該当する者とする。

- (1) 学業成績が優秀である者
- (2) 学内、学外の活動において、他の学生の模範となる者

(授与の時期)

第5条 学長賞の授与は、卒業式において学長が行うものとする。

(選考)

第6条 学長賞候補者は、教務委員会及び学生委員会の合同で開催する選考委員会で、各学科毎に原則として1名を選出し、教務委員長が教授会に推薦する。

(受賞者の決定)

第7条 学長賞の決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学生の表彰に関し、必要な事項は学長が定める。

附 則

この規程は平成16年4月2日から施行する。

附 則

この規程は平成26年1月15日から施行する。

様式1

学長賞
〇〇学科 氏 名
あなたは本学において学業成績優秀で あり他の範となるのでこれを賞します
年 月 日
香川県立保健医療大学長 氏名 印